

令和8年第2回かほく市議会定例会議案

(その1)

令和8年第2回かほく市議会定例会提出議案一覧表（その1）

議案第37号	専決処分の承認を求めることについて…………… （令和7年度かほく市一般会計補正予算（第13号））	1
議案第38号	専決処分の承認を求めることについて…………… （令和7年度かほく市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号））	23
議案第39号	令和8年度かほく市一般会計補正予算（第1号）……………	33
議案第40号	令和8年度かほく市水道事業会計補正予算（第1号）……………	55
議案第41号	令和8年度かほく市下水道事業会計補正予算（第1号）……………	59

議案第 3 7 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度かほく市一般会計補正予算（第 1 3 号）を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

かほく市長 油野 和一郎

専決第2号

専決処分書

令和7年度かほく市一般会計補正予算（第13号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決

かほく市長 油野 和一郎

令和7年度 かほく市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度 かほく市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度のかほく市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,909,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月31日

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		124,154	△1,195	122,959
	1. 地方揮発油譲与税	28,000	△1,506	26,494
	2. 自動車重量譲与税	88,000	34	88,034
	3. 森林環境譲与税	8,154	277	8,431
3. 利子割交付金		3,400	4,929	8,329
	1. 利子割交付金	3,400	4,929	8,329
4. 配当割交付金		27,000	5,891	32,891
	1. 配当割交付金	27,000	5,891	32,891
5. 株式等譲渡所得割交付金		34,000	22,525	56,525
	1. 株式等譲渡所得割交付金	34,000	22,525	56,525
6. 法人事業税交付金		96,000	5,277	101,277
	1. 法人事業税交付金	96,000	5,277	101,277
7. 地方消費税交付金		957,000	25,253	982,253
	1. 地方消費税交付金	957,000	25,253	982,253
8. ゴルフ場利用税交付金		23,000	△2,817	20,183
	1. ゴルフ場利用税交付金	23,000	△2,817	20,183
9. 環境性能割交付金		20,000	△3,747	16,253
	1. 環境性能割交付金	20,000	△3,747	16,253
10. 地方特例交付金		65,900	△5,817	60,083
	1. 地方特例交付金	60,000	△5,848	54,152
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填 特別交付金	5,900	31	5,931
11. 地方交付税		6,428,970	245,182	6,674,152
	1. 地方交付税	6,428,970	245,182	6,674,152
15. 国庫支出金		3,971,343	△68,128	3,903,215

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 国庫負担金	2,090,741	35,717	2,126,458
	2. 国庫補助金	1,871,721	△103,845	1,767,876
16. 県支出金		2,589,237	△139,129	2,450,108
	2. 県補助金	1,594,564	△144,329	1,450,235
	3. 委託金	222,813	5,200	228,013
18. 寄附金		489,004	3,522	492,526
	1. 寄附金	489,004	3,522	492,526
19. 繰入金		1,547,085	△257,046	1,290,039
	1. 他会計繰入金	113	48,400	48,513
	2. 基金繰入金	1,546,972	△305,446	1,241,526
22. 市債		2,081,600	△68,700	2,012,900
	1. 市債	2,081,600	△68,700	2,012,900
歳 入 合 計		24,143,400	△234,000	23,909,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		2,767,351	32,889	2,800,240
	1. 総務管理費	2,228,925	32,889	2,261,814
	3. 戸籍住民基本台帳費	139,061	0	139,061
4. 衛生費		1,335,832	△13,300	1,322,532
	1. 保健衛生費	971,612	0	971,612
	3. 上水道費	16,550	△13,300	3,250
6. 農林水産業費		654,187	△3,960	650,227
	1. 農業費	471,516	△3,960	467,556
	2. 林業費	181,143	0	181,143
7. 商工費		614,743	0	614,743
	1. 商工費	614,743	0	614,743
8. 土木費		1,782,662	△12,334	1,770,328
	2. 道路橋りょう費	927,234	△12,334	914,900
	4. 都市計画費	673,136	0	673,136
	5. 住宅費	62,203	0	62,203
9. 消防費		2,074,690	△237,295	1,837,395
	1. 消防費	2,074,690	△237,295	1,837,395
10. 教育費		2,914,313	0	2,914,313
	1. 教育総務費	146,719	0	146,719
	2. 小学校費	615,815	0	615,815
	3. 中学校費	359,032	0	359,032
	4. 社会教育費	533,926	0	533,926
	5. 保健体育費	808,158	0	808,158
11. 災害復旧費		865,823	0	865,823
	1. 福祉施設災害復旧費	3,700	0	3,700

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3. 公共土木施設災害復旧費	637,714	0	637,714
歳出	合計	24,143,400	△234,000	23,909,400

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
6 農林水産費	1 農業費	河北潟干拓地維持管理事業	106千円
9 消防費	1 消防費	消防施設管理事業	2,970千円

第3表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高松中学校整備事業	400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 政府資金、地方公共団体金融機構資金及 び民間等資金について、利率見直しを 行った後においては、当該見直し後の利 率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件によ る。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業 一般会計出資金	13,300	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金、地方公共 団体金融機構資金及 び民間等資金につい て、利率見直しを 行った後において は、当該見直し後の 利率)	政府資金又は地 方公共団体金融機 構資金について は、その貸付条件 による。その他の 資金については、借 入先の融通条件に よる。 ただし、市財政 の都合により据置 期間を短縮し、も しくは繰上償還又 は低利に借換えす ることができる。	0	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
土地改良総合整備事業	6,800				9,800			
林業用施設整備事業	134,000				146,700			
産業文化センター 整備事業	7,900				8,500			
道路橋りょう施設 長寿命化事業	4,200				5,800			
除雪対策事業	12,100				8,400			
都市公園整備事業	17,800				18,400			
公営住宅整備事業	500				5,400			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高松小学校整備事業	10,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	12,500	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
七塚小学校整備事業	1,300				1,500			
金津小学校整備事業	400				700			
体育施設整備事業	2,400				2,500			
都市計画施設 災害復旧事業	232,800				244,200			
都市計画施設 災害復旧事業(過年度分)	8,000				8,100			
災害対策事業	142,000				52,700			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	124,154	△1,195	122,959
3. 利子割交付金	3,400	4,929	8,329
4. 配当割交付金	27,000	5,891	32,891
5. 株式等譲渡所得割交付金	34,000	22,525	56,525
6. 法人事業税交付金	96,000	5,277	101,277
7. 地方消費税交付金	957,000	25,253	982,253
8. ゴルフ場利用税交付金	23,000	△2,817	20,183
9. 環境性能割交付金	20,000	△3,747	16,253
10. 地方特例交付金	65,900	△5,817	60,083
11. 地方交付税	6,428,970	245,182	6,674,152
15. 国庫支出金	3,971,343	△68,128	3,903,215
16. 県支出金	2,589,237	△139,129	2,450,108
18. 寄附金	489,004	3,522	492,526
19. 繰入金	1,547,085	△257,046	1,290,039
22. 市債	2,081,600	△68,700	2,012,900
歳入合計	24,143,400	△234,000	23,909,400

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,767,351	32,889	2,800,240	6,377	0	0	26,512
4. 衛生費	1,335,832	△13,300	1,322,532	0	△13,300	422	△422
6. 農林水産業費	654,187	△3,960	650,227	△3,960	15,700	0	△15,700
7. 商工費	614,743	0	614,743	0	600	0	△600
8. 土木費	1,782,662	△12,334	1,770,328	31,778	3,400	0	△47,512
9. 消防費	2,074,690	△237,295	1,837,395	△274,136	△89,300	2,000	124,141
10. 教育費	2,914,313	0	2,914,313	△1,800	2,700	1,100	△2,000
11. 災害復旧費	865,823	0	865,823	34,484	11,400	0	△45,884
歳 出 合 計	24,143,400	△234,000	23,909,400	△207,257	△68,800	3,522	38,535

2. 歳 入

(款) 2 地方譲与税 (項) 1 地方揮発油譲与税

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	28,000	△1,506	26,494	1 地方揮発油譲与税	△1,506	地方揮発油譲与税 △1,506
計	28,000	△1,506	26,494			

(款) 2 地方譲与税 (項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	88,000	34	88,034	1 自動車重量譲与税	34	自動車重量譲与税 34
計	88,000	34	88,034			

(款) 2 地方譲与税 (項) 3 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税	8,154	277	8,431	1 森林環境譲与税	277	森林環境譲与税 277
計	8,154	277	8,431			

(款) 3 利子割交付金 (項) 1 利子割交付金

1 利子割交付金	3,400	4,929	8,329	1 利子割交付金	4,929	利子割交付金 4,929
計	3,400	4,929	8,329			

(款) 4 配当割交付金 (項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	27,000	5,891	32,891	1 配当割交付金	5,891	配当割交付金 5,891
計	27,000	5,891	32,891			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金 (項) 1 株式等譲渡所得割交付金

1 株式等譲渡所得割交付金	34,000	22,525	56,525	1 株式等譲渡所得割交付金	22,525	株式等譲渡所得割交付金 22,525
計	34,000	22,525	56,525			

(款) 6 法人事業税交付金 (項) 1 法人事業税交付金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 法人事業税交付金	96,000	5,277	101,277	1 法人事業税交付金	5,277	法人事業税交付金 5,277
計	96,000	5,277	101,277			

(款) 7 地方消費税交付金 (項) 1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	957,000	25,253	982,253	1 地方消費税交付金	25,253	地方消費税交付金 25,253
計	957,000	25,253	982,253			

(款) 8 ゴルフ場利用税交付金 (項) 1 ゴルフ場利用税交付金

1 ゴルフ場利用税交付金	23,000	△2,817	20,183	1 ゴルフ場利用税交付金	△2,817	ゴルフ場利用税交付金 △2,817
計	23,000	△2,817	20,183			

(款) 9 環境性能割交付金 (項) 1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金	20,000	△3,747	16,253	1 環境性能割交付金	△3,747	環境性能割交付金 △3,747
計	20,000	△3,747	16,253			

(款) 10 地方特例交付金 (項) 1 地方特例交付金

1 地方特例交付金	60,000	△5,848	54,152	1 地方特例交付金	△5,848	地方特例交付金 △5,848
計	60,000	△5,848	54,152			

(款) 10 地方特例交付金 (項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	5,900	31	5,931	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	31	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 31
計	5,900	31	5,931			

(款) 11 地方交付税 (項) 1 地方交付税

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	6,428,970	245,182	6,674,152	1 地方交付税	245,182	普通交付税 75,512 特別交付税 169,670
計	6,428,970	245,182	6,674,152			

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

3 災害復旧費国庫負担金	106,053	35,717	141,770	1 公共土木施設災害復旧費負担金	35,717	道路橋りょう災害復旧費負担金 33,277 河川災害復旧費負担金 2,440
計	2,090,741	35,717	2,126,458			

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	805,182	6,377	811,559	1 総務管理費補助金	6,377	個人番号カード交付事務費補助金 6,377
3 衛生費国庫補助金	184,608	△142,000	42,608	2 環境衛生費補助金	△142,000	災害廃棄物処理事業補助金 △142,000
4 土木費国庫補助金	535,147	31,778	566,925	1 道路橋りょう費補助金	31,778	社会資本整備総合交付金 △8,222 臨時道路除雪事業費補助金 40,000
				3 都市計画費補助金	0	社会資本整備総合交付金 △6,500 集約都市形成支援事業費補助金 6,500
計	1,871,721	△103,845	1,767,876			

(款) 16 県支出金 (項) 2 県補助金

4 農林水産業費県補助金	175,554	△3,960	171,594	1 農業費補助金	△3,960	県単土地改良事業補助金 △3,960
6 教育費県補助金	18,270	△7,000	11,270	1 教育総務費補助金	△7,000	運動部活動地域移行支援補助事業 △7,000
7 災害復旧費県補助金	147,486	△1,233	146,253	1 福祉施設災害復旧費補助金	△1,233	児童福祉施設等災害復旧費補助金 △1,233
8 消防費県補助金	965,427	△132,136	833,291	1 消防費補助金	△132,136	令和6年能登半島地震復興基金交付金(基本メニュー)

(款) 16 県支出金 (項) 2 県補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(消防費県補助金)				(消防費補助金)		△37,753
						能登創造的復興支援交付金 △94,383
計	1,594,564	△144,329	1,450,235			

(款) 16 県支出金 (項) 3 委託金

4 教育費委託金	200	5,200	5,400	3 教育総務費委託金	5,200	運動部活動地域移行推進委託事業	5,200
計	222,813	5,200	228,013				

(款) 18 寄附金 (項) 1 寄附金

1 一般寄附金	482,018	3,522	485,540	1 一般寄附金	1,422	一般寄附金	1,422
				3 企業版ふるさと納税寄附金	2,100	企業版ふるさと納税寄附金	2,100
計	489,004	3,522	492,526				

(款) 19 繰入金 (項) 1 他会計繰入金

3 ケーブルテレビ事業特別会計繰入金	0	48,400	48,400	1 ケーブルテレビ事業特別会計繰入金	48,400		
計	113	48,400	48,513				

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1,126,316	△296,009	830,307	1 財政調整基金繰入金	△296,009	財政調整基金繰入金	△296,009
11 能登半島地震復興基金繰入金	54,031	△9,437	44,594	1 能登半島地震復興基金繰入金	△9,437	能登半島地震復興基金繰入金	△9,437
計	1,546,972	△305,446	1,241,526				

(款) 22 市債 (項) 1 市債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生債	14,900	△13,300	1,600	1 上水道債	△13,300	上水道事業一般会計出資債 △13,300
4 農林水産業債	244,700	15,700	260,400	1 農業債	3,000	土地改良総合整備事業債 3,000
				2 林業債	12,700	林業用施設整備事業債 12,700
5 商工債	7,900	600	8,500	1 商工債	600	産業文化センター整備事業債 600
6 土木債	427,700	3,400	431,100	1 道路橋りょう債	△2,100	道路橋りょう施設長寿命化事業債 1,600 除雪対策事業債 △3,700
				3 都市計画債	600	都市公園整備事業債 600
				4 住宅債	4,900	住宅整備事業債 4,900
8 教育債	329,500	2,700	332,200	1 小学校債	2,200	高松小学校整備事業債 1,700 金津小学校整備事業債 300 七塚小学校整備事業債 200
				2 中学校債	400	高松中学校整備事業債 400
				4 保健体育債	100	体育施設整備事業債 100
9 災害復旧債	424,800	11,500	436,300	3 公共土木施設災害復旧事業債	11,500	都市計画施設災害復旧事業債 11,400 都市計画施設災害復旧事業債(過年度分) 100
10 災害対策債	142,000	△89,300	52,700	1 災害対策債	△89,300	災害対策債 △89,300
計	2,081,600	△68,700	2,012,900			

3. 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
6 基金費	246,873	32,889	279,762				32,889	24 積立金	32,889	○基金積立金 32,889 24 積立金 32,889 減債基金積立金 32,889
計	2,228,925	32,889	2,261,814				32,889			

(款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	139,061	0	139,061	6,377			△6,377			
計	139,061	0	139,061	6,377			△6,377			

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

2 健康推進費	408,363	0	408,363			422	△422			
計	971,612	0	971,612			422	△422			

(款) 4 衛生費 (項) 3 上水道費

1 上水道施設費	16,550	△13,300	3,250		△13,300			23 投資及び出資金	△13,300	○上水道事業出資金 △13,300 23 投資及び出資金 △13,300 上水道事業会計出資金 △13,300
計	16,550	△13,300	3,250		△13,300					

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費

5 農地費	355,483	△3,960	351,523	△3,960	3,000		△3,000	18 負担金、補助及び交付金	△3,960	○県単土地改良事業 △3,960 18 負担金、補助及び交付金 △3,960 県単土地改良事業補助金 △3,960
計	471,516	△3,960	467,556	△3,960	3,000		△3,000			

(款) 6 農林水産業費 (項) 2 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 林業総務費	154,673	0	154,673		12,700		△12,700			
計	181,143	0	181,143		12,700		△12,700			

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費

1 商工総務費	320,951	0	320,951		600		△600		
計	614,743	0	614,743		600		△600		

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋りょう費

2 道路橋りょう維持費	919,005	△12,334	906,671	31,778	△2,100		△42,012	17 備品購入費	△12,334	○除雪対策事業 17 備品購入費 自動車・車両備品購入費	△12,334 △12,334 △12,334
計	927,234	△12,334	914,900	31,778	△2,100		△42,012				

(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費

2 公園費	76,254	0	76,254		600		△600			
計	673,136	0	673,136		600		△600			

(款) 8 土木費 (項) 5 住宅費

1 住宅管理費	62,203	0	62,203		4,900		△4,900			
計	62,203	0	62,203		4,900		△4,900			

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費

4 災害対策費	1,426,041	△237,295	1,188,746	△274,136	△89,300	2,000	124,141	12 委託料	△178,620	○能登半島地震災害対策事業	△237,295
								18 負担金、補助及び交付金	△141,080	12 委託料 廃棄物収集運搬処理委託料	△178,620 △178,620

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(災害対策費)							24 積立金	82,405	18 負担金、補助及び交付金 △141,080 被災宅地等復旧工事補助金 △141,080 24 積立金 82,405 能登半島地震復興基金積立金 82,405	
計	2,074,690	△237,295	1,837,395	△274,136	△89,300	2,000	124,141			

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

2 事務局費	144,600	0	144,600	△2,000			2,000		
計	146,719	0	146,719	△2,000			2,000		

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

1 学校管理費	215,979	0	215,979		1,900		△1,900		
2 教育振興費	197,794	0	197,794		300		△300		
計	615,815	0	615,815		2,200		△2,200		

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

1 学校管理費	199,547	0	199,547		400		△400		
2 教育振興費	159,485	0	159,485	200			△200		
計	359,032	0	359,032	200	400		△600		

(款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費

6 西田記念哲学館費	132,621	0	132,621			1,100	△1,100		
計	533,926	0	533,926			1,100	△1,100		

(款) 10 教育費 (項) 5 保健体育費

2 体育施設費	684,772	0	684,772		100		△100		
---------	---------	---	---------	--	-----	--	------	--	--

(款) 10 教育費 (項) 5 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	808,158	0	808,158		100		△100			

(款) 11 災害復旧費 (項) 1 福祉施設災害復旧費

1 福祉施設災害復旧費	3,700	0	3,700	△1,233			1,233			
計	3,700	0	3,700	△1,233			1,233			

(款) 11 災害復旧費 (項) 3 公共土木施設災害復旧費

1 公共土木施設災害復旧費	637,714	0	637,714	35,717	11,400		△47,117			
計	637,714	0	637,714	35,717	11,400		△47,117			

議案第38号

専決処分の承認を求めることについて

令和7年度かほく市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

専決第3号

専決処分書

令和7年度かほく市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決

かほく市長 油野 和一郎

令和7年度 かほく市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度 かほく市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度のかほく市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,148千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,148千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 財産収入		4,846	349	5,195
	1. 財産運用収入	4,846	349	5,195
3. 繰入金		2	22,498	22,500
	2. 基金繰入金	1	22,498	22,499
4. 繰越金		1	20,004	20,005
	1. 繰越金	1	20,004	20,005
5. 諸収入		2	297	299
	1. 市預金利子	1	297	298
歳入合計		94,000	43,148	137,148

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		93,999	△5,252	88,747
	1. 総務管理費	93,999	△5,252	88,747
3. 諸支出金		0	48,400	48,400
	1. 繰出金	0	48,400	48,400
歳 出 合 計		94,000	43,148	137,148

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 財産収入	4,846	349	5,195
3. 繰入金	2	22,498	22,500
4. 繰越金	1	20,004	20,005
5. 諸収入	2	297	299
歳入合計	94,000	43,148	137,148

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	93,999	△5,252	88,747	0	0	623	△5,875
3. 諸支出金	0	48,400	48,400	0	0	22,498	25,902
歳 出 合 計	94,000	43,148	137,148	0	0	23,121	20,027

2. 歳 入

(款) 2 財産収入 (項) 1 財産運用収入

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	4,816	349	5,165	1 財産貸付収入	349	施設貸付収入 349
計	4,846	349	5,195			

(款) 3 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1 ケーブルテレビ施設整備基金繰入金	1	22,498	22,499	1 ケーブルテレビ施設整備基金繰入金	22,498	ケーブルテレビ施設整備基金繰入金 22,498
計	1	22,498	22,499			

(款) 4 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	1	20,004	20,005	1 前年度繰越金	20,004	前年度繰越金 20,004
計	1	20,004	20,005			

(款) 5 諸収入 (項) 1 市預金利子

1 市預金利子	1	297	298	1 市預金利子	297	市預金利子 297
計	1	297	298			

3. 歳 出

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	93,999	△5,252	88,747			623	△5,875	12 委託料	△3,300	○ケーブルテレビ運営費 △1,952 24 積立金 △1,952 ケーブルテレビ施設整備基金積立金 △1,952 ○ケーブルテレビ施設管理費 12 委託料 △3,300 ケーブルテレビ業務委託料 △3,300
								24 積立金	△1,952	
計	93,999	△5,252	88,747			623	△5,875			

(款) 3 諸支出金 (項) 1 繰出金

1 繰出金	0	48,400	48,400			22,498	25,902	27 繰出金	48,400	○繰出金 48,400 27 繰出金 48,400 一般会計繰出金 48,400
計	0	48,400	48,400			22,498	25,902			

令和8年度 かほく市一般会計補正予算（第1号）

議案第 39 号

令和 8 年度 かほく市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度のかほく市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 418, 000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22, 271, 000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 8 日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		2,802,915	390,716	3,193,631
	1. 国庫負担金	2,169,987	10,753	2,180,740
	2. 国庫補助金	609,872	379,963	989,835
16. 県支出金		1,793,541	30,712	1,824,253
	1. 県負担金	785,646	751	786,397
	2. 県補助金	904,702	29,761	934,463
	3. 委託金	103,193	200	103,393
18. 寄附金		508,022	44,466	552,488
	1. 寄附金	508,022	44,466	552,488
19. 繰入金		843,716	219,975	1,063,691
	2. 基金繰入金	843,714	219,975	1,063,689
21. 諸収入		401,542	12,731	414,273
	5. 雑入	278,814	12,731	291,545
22. 市債		1,229,400	719,400	1,948,800
	1. 市債	1,229,400	719,400	1,948,800
歳入合計		20,853,000	1,418,000	22,271,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		2,660,640	56,233	2,716,873
	1. 総務管理費	2,292,989	44,341	2,337,330
	2. 徴税費	211,344	9,042	220,386
	3. 戸籍住民基本台帳費	119,363	2,850	122,213
3. 民生費		7,438,107	407,635	7,845,742
	1. 社会福祉費	3,268,042	12,973	3,281,015
	2. 児童福祉費	3,856,761	379,490	4,236,251
	3. 生活保護費	313,304	12,672	325,976
	4. 災害救助費	0	2,500	2,500
4. 衛生費		1,278,142	0	1,278,142
	1. 保健衛生費	809,737	0	809,737
6. 農林水産業費		439,650	13,155	452,805
	1. 農業費	319,458	9,155	328,613
	2. 林業費	118,664	4,000	122,664
7. 商工費		405,052	187,650	592,702
	1. 商工費	405,052	187,650	592,702
8. 土木費		1,050,792	330,415	1,381,207
	1. 土木管理費	90,467	480	90,947
	2. 道路橋りょう費	409,343	272,267	681,610
	3. 河川費	1,584	13,268	14,852
	4. 都市計画費	496,986	500	497,486
	5. 住宅費	52,412	43,900	96,312
9. 消防費		1,259,519	173,000	1,432,519
	1. 消防費	1,259,519	173,000	1,432,519
10. 教育費		3,382,901	18,258	3,401,159

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 小学校費	810,647	1,703	812,350
	3. 中学校費	489,480	2,508	491,988
	4. 社会教育費	568,790	902	569,692
	5. 保健体育費	887,522	13,145	900,667
11. 災害復旧費		245,347	231,654	477,001
	2. 公共土木施設災害復旧費	245,047	231,654	476,701
歳 出 合 計		20,853,000	1,418,000	22,271,000

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
外日角学童保育クラブ整備事業	令和 9 年度	180,330千円

第3表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
行政デジタル化推進事業	12,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
道路橋りょう施設長寿命化事業	5,300			
除雪対策事業	4,500			
河川改修事業	8,300			
災害対策事業	86,500			

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	5,100	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	9,300	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
外日角学童保育クラブ整備事業	11,900				247,800			
土地改良総合整備事業	4,300				5,400			
市道ネットワーク整備事業	129,800				304,100			
雪寒対策事業	12,300				43,300			
公営住宅整備事業	7,800				34,000			
海と渚の博物館整備事業	1,300				2,100			
体育施設整備事業	102,800				108,600			
都市計画施設 災害復旧事業	20,100				142,800			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	2,802,915	390,716	3,193,631
16. 県支出金	1,793,541	30,712	1,824,253
18. 寄附金	508,022	44,466	552,488
19. 繰入金	843,716	219,975	1,063,691
21. 諸収入	401,542	12,731	414,273
22. 市債	1,229,400	719,400	1,948,800
歳入合計	20,853,000	1,418,000	22,271,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,660,640	56,233	2,716,873	20,288	17,000	6,900	12,045
3. 民生費	7,438,107	407,635	7,845,742	105,613	235,900	716	65,406
4. 衛生費	1,278,142	0	1,278,142	0	0	40,450	△40,450
6. 農林水産業費	439,650	13,155	452,805	11,655	1,100	0	400
7. 商工費	405,052	187,650	592,702	0	0	0	187,650
8. 土木費	1,050,792	330,415	1,381,207	79,228	249,600	0	1,587
9. 消防費	1,259,519	173,000	1,432,519	86,500	86,500	300	△300
10. 教育費	3,382,901	18,258	3,401,159	2,317	6,600	8,010	1,331
11. 災害復旧費	245,347	231,654	477,001	115,827	122,700	0	△6,873
歳 出 合 計	20,853,000	1,418,000	22,271,000	421,428	719,400	56,376	220,796

2. 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	1,983,393	10,753	1,994,146	3 生活保護費負担金	9,503	生活保護費負担金 9,503
				4 災害救助費負担金	1,250	災害救助費負担金 1,250
計	2,169,987	10,753	2,180,740			

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	210,709	31,236	241,945	1 総務管理費補助金	31,236	個人番号カード交付事務費補助金	2,747
						デジタル基盤改革支援補助金	3,730
						新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)	414
						地域未来交付金(デジタル実装型)	24,345
2 民生費国庫補助金	84,178	76,309	160,487	1 社会福祉費補助金	5,097	障害者総合支援事業費補助金	5,097
				2 児童福祉費補助金	71,212	子ども・子育て支援施設整備交付金	71,212
3 衛生費国庫補助金	36,509	86,500	123,009	2 環境衛生費補助金	86,500	災害廃棄物処理事業補助金	86,500
4 土木費国庫補助金	154,808	184,521	339,329	1 道路橋りょう費補助金	49,736	社会資本整備総合交付金	48,347
						道路メンテナンス事業費補助金	1,389
				2 都市計画費補助金	116,945	社会資本整備総合交付金	115,827
						集約都市形成支援事業費補助金	1,118
				3 住宅費補助金	17,840	社会資本整備総合交付金	17,840
5 教育費国庫補助金	123,668	1,397	125,065	2 小学校費補助金	738	理科教育設備整備費等補助金	738
				3 中学校費補助金	659	理科教育設備整備費等補助金	659
計	609,872	379,963	989,835				

(款) 16 県支出金 (項) 1 県負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県負担金	783,971	751	784,722	3 生活保護費負担金	126	生活保護費負担金 126
				4 災害救助費負担金	625	災害救助費負担金 625
計	785,646	751	786,397			

(款) 16 県支出金 (項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	156,674	17,800	174,474	2 児童福祉費補助金	17,800	子ども・子育て支援施設整備交付金 17,800
4 農林水産業費県補助金	123,061	11,655	134,716	1 農業費補助金	7,655	集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金 1,000 新規就農者育成総合対策交付金 1,312 高温等気象災害対策緊急支援事業補助金 5,343
				2 林業費補助金	4,000	緩衝帯整備事業補助金 4,000
6 教育費県補助金	171,798	306	172,104	2 中学校費補助金	80	エネルギー教育推進事業補助金 80
				4 小学校費補助金	226	エネルギー教育推進事業補助金 226
計	904,702	29,761	934,463			

(款) 16 県支出金 (項) 3 委託金

4 教育費委託金	0	200	200	2 中学校費委託金	200	学力向上プログラム推進事業委託金 200
計	103,193	200	103,393			

(款) 18 寄附金 (項) 1 寄附金

1 一般寄附金	500,001	44,466	544,467	1 一般寄附金	41,466	一般寄附金 41,466
				3 企業版ふるさと納税寄附金	3,000	企業版ふるさと納税寄附金 3,000
計	508,022	44,466	552,488			

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	455,939	219,975	675,914	1 財政調整基金繰入金	219,975	財政調整基金繰入金 219,975
計	843,714	219,975	1,063,689			

(款) 21 諸収入 (項) 5 雑入

3 雑入	278,242	12,731	290,973	1 総務費雑入	4,900	コミュニティ助成事業助成金 4,900
				6 土木費雑入	821	集約都市形成支援事業費補助金(過年度分) 821
				8 教育費雑入	7,010	スポーツ振興くじ助成金 7,010
計	278,814	12,731	291,545			

(款) 22 市債 (項) 1 市債

1 総務債	19,600	17,000	36,600	1 総務管理債	17,000	庁舎整備事業債 4,200
						行政デジタル化推進事業債 12,800
2 民生債	123,500	235,900	359,400	2 児童福祉債	235,900	外日角学童保育クラブ整備事業債 235,900
4 農林水産業債	132,400	1,100	133,500	1 農業債	1,100	土地改良総合整備事業債 1,100
6 土木債	165,700	249,600	415,300	1 道路橋りょう債	215,100	道路橋りょう整備事業債 174,300
						雪寒対策事業債 31,000
						道路橋りょう施設長寿命化事業債 5,300
						除雪対策事業債 4,500
				3 住宅債	26,200	住宅整備事業債 26,200
				4 河川債	8,300	河川改修事業債 8,300
8 教育債	478,100	6,600	484,700	3 社会教育債	800	海と渚の博物館整備事業債 800
						4 保健体育債

(款) 22 市債 (項) 1 市債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(教育債)				(保健体育債)		
9 災害復旧債	46,300	122,700	169,000	1 公共土木施設災害復旧事業債	122,700	都市計画施設災害復旧事業債 122,700
10 災害対策債	0	86,500	86,500	1 災害対策債	86,500	災害対策債 86,500
計	1,229,400	719,400	1,948,800			

3. 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
5 財産管理費	212,562	5,558	218,120		4,200		1,358	14 工事請負費	5,558	○庁舎維持管理事業 5,558 14 工事請負費 5,558 工事請負費 5,558
7 企画費	203,326	0	203,326			2,000	△2,000			
8 情報化推進費	458,331	33,883	492,214	17,541	12,800		3,542	12 委託料	32,143	○行政デジタル化推進事業 33,883 12 委託料 32,143 電算処理システム開発委託料 30,913 業務系ネットワーク回線移設委託料 1,230 13 使用料及び賃借料 440 ライセンス使用料 440 18 負担金、補助及び交付金 1,300 業務改革伴走支援負担金 1,300
13 諸費	275,717	4,900	280,617			4,900		18 負担金、補助及び交付金	4,900	○自治振興事業 4,900 18 負担金、補助及び交付金 4,900 自治振興補助金 4,900
計	2,292,989	44,341	2,337,330	17,541	17,000	6,900	2,900			

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税費

2 賦課徴収費	88,214	9,042	97,256				9,042	12 委託料	9,042	○賦課徴収事務費 9,042 12 委託料 9,042 電算処理システム開発委託料 9,042
計	211,344	9,042	220,386				9,042			

(款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費	119,363	2,850	122,213	2,747			103	10 需用費	350	○住民基本台帳ネットワークシステム管理事業 2,850 10 需用費 350 消耗品費 350 13 使用料及び賃借料 421 電算機器借上料 421 17 備品購入費 2,079 事務機器購入費 2,079
								13 使用料及び賃借料	421	
								17 備品購入費	2,079	
計	119,363	2,850	122,213	2,747			103			

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

2 障害者福祉費	1,304,659	12,973	1,317,632	5,097			7,876	12 委託料	12,973	○障害者自立支援給付費 12,973 12 委託料 12,973 電算処理システム開発委託料 12,973
計	3,268,042	12,973	3,281,015	5,097			7,876			

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

2 こども園費	1,581,023	5,361	1,586,384				5,361	12 委託料	5,361	○こども園一般管理費 5,361 12 委託料 5,361 電算処理システム開発委託料 5,361
3 学童保育クラブ費	203,831	374,129	577,960	89,012	235,900	716	48,501	12 委託料	2,970	○学童保育クラブ一般管理費 374,129 12 委託料 2,970 設計監理委託料 2,970 14 工事請負費 370,159 工事請負費 370,159 18 負担金、補助及び交付金 370,159
								14 工事請負費	370,159	
								18 負担金、補助及び交付金	1,000	

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(学童保育クラブ費)							(負担金、補助及び交付金)		1,000 水道加入分担金 1,000	
計	3,856,761	379,490	4,236,251	89,012	235,900	716	53,862			

(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費

1 生活保護費	313,304	12,672	325,976	9,629			3,043	19 扶助費	12,672	○生活保護扶助事業 12,672 19 扶助費 12,672 生活保護扶助費 12,672
計	313,304	12,672	325,976	9,629			3,043			

(款) 3 民生費 (項) 4 災害救助費

1 災害救助費	0	2,500	2,500	1,875			625	19 扶助費	2,500	○災害弔慰金支給事業 2,500 19 扶助費 2,500 災害弔慰金 2,500
計	0	2,500	2,500	1,875			625			

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

2 健康推進費	402,376	0	402,376			40,450	△40,450			
計	809,737	0	809,737			40,450	△40,450			

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費

3 農業振興費	31,750	7,655	39,405	7,655				18 負担金、補助及び交付金	7,655	○農業振興対策事業 7,655 18 負担金、補助及び交付金 7,655 法人化支援事業費補助金 1,000 高温等気象災害対策緊急支援事業 5,343
---------	--------	-------	--------	-------	--	--	--	----------------	-------	---

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
(農業振興費)							(負担金、補助及び交付金)		新規就農者育成総合対策交付金 1,312	
5 農地費	195,036	1,500	196,536		1,100	400	14 工事請負費	1,500	○土地改良施設維持管理事業 1,500 14 工事請負費 1,500 工事請負費 1,500	
計	319,458	9,155	328,613	7,655	1,100	400				

(款) 6 農林水産業費 (項) 2 林業費

2 林業振興費	23,999	4,000	27,999	4,000			12 委託料	4,000	○林業振興事業 4,000 12 委託料 4,000 緩衝帯整備業務委託料 4,000
計	118,664	4,000	122,664	4,000					

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費

2 商工業振興費	219,847	187,650	407,497			187,650	18 負担金、補助及び交付金	187,650	○商工業振興対策事業 187,650 18 負担金、補助及び交付金 187,650 商工業振興助成事業補助金 187,650
計	405,052	187,650	592,702			187,650			

(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費

1 土木総務費	90,467	480	90,947	115		365	11 役務費	480	○土木総務事務費 480 11 役務費 480 通信運搬費 480
計	90,467	480	90,947	115		365			

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋りょう費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 道路橋りょう維持費	399,022	272,267	671,289	55,521	215,100		1,646	12 委託料	12,116	○道路橋りょう維持管理事業 260,696 12 委託料 2,046 調査委託料 2,046 14 工事請負費 258,221 工事請負費 258,221 18 負担金、補助及び交付金 429 区道整備事業補助金 429 ○除雪対策事業 11,571 12 委託料 10,070 システム開発委託料 10,070 13 使用料及び賃借料 1,501 システム使用料 1,501
							13 使用料及び賃借料	1,501		
								14 工事請負費	258,221	
								18 負担金、補助及び交付金	429	
計	409,343	272,267	681,610	55,521	215,100		1,646			

(款) 8 土木費 (項) 3 河川費

2 河川維持費	1,342	13,268	14,610	4,634	8,300		334	10 需用費	54	○河川維持管理事業 13,268 10 需用費 54 光熱水費 54 11 役務費 1 保険料 1 14 工事請負費 13,213 工事請負費 13,213
								11 役務費	1	
								14 工事請負費	13,213	
計	1,584	13,268	14,852	4,634	8,300		334			

(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	11,593	500	12,093	1,118			△618	12 委託料	500	○都市計画総務事務費 500 12 委託料 500 計画策定委託料 500
-----------	--------	-----	--------	-------	--	--	------	--------	-----	---

(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(都市計画総務費)								(委託料)		
計	496,986	500	497,486	1,118			△618			

(款) 8 土木費 (項) 5 住宅費

1 住宅管理費	52,412	43,900	96,312	17,840	26,200		△140	12 委託料	1,600	○公営住宅維持管理事業	43,900
								14 工事請負費	42,300	12 委託料	1,600
										設計監理委託料	1,600
										14 工事請負費	42,300
										工事請負費	42,300
計	52,412	43,900	96,312	17,840	26,200		△140				

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費

4 災害対策費	678,997	173,000	851,997	86,500	86,500	300	△300	12 委託料	173,000	○能登半島地震災害対策事業	173,000
										12 委託料	173,000
										廃棄物収集運搬処理委託料	30,000
										公費解体支援業務委託料	3,000
										公費解体業務委託料	140,000
計	1,259,519	173,000	1,432,519	86,500	86,500	300	△300				

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

2 教育振興費	323,182	1,703	324,885	964			739	17 備品購入費	1,703	○学力向上対策事業	1,703
										17 備品購入費	1,703
										教材備品購入費	1,703
計	810,647	1,703	812,350	964			739				

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 教育振興費	239,708	2,508	242,216	939			1,569	7 報償費	92	○高松中学校教育振興事業 200 7 報償費 92 謝礼 92 10 需用費 48 消耗品費 48 18 負担金、補助及び交付金 60 研修負担金 60
								8 旅費	400	
								10 需用費	48	
								12 委託料	50	
								17 備品購入費	1,399	○外国語指導助手配置事業 909 8 旅費 400 普通旅費 400 12 委託料 50 清掃委託料 50 18 負担金、補助及び交付金 459 研修負担金 80 外国語指導助手配置負担金 379
								18 負担金、補助及び交付金	519	
										○学力向上対策事業 1,399 17 備品購入費 1,399 教材備品購入費 1,399
計	489,480	2,508	491,988	939			1,569			

(款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費

5 総合交流促進施設費	37,414	902	38,316		800		102	12 委託料	902	○総合交流促進施設管理運営事業 902 12 委託料 902 設計監理委託料 902
6 西田記念哲学館費	158,426	0	158,426	414		1,000	△1,414			
計	568,790	902	569,692	414	800	1,000	△1,312			

(款) 10 教育費 (項) 5 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 体育施設費	766,581	13,145	779,726		5,800	7,010	335	14 工事請負費	13,145	○体育施設維持管理事業 13,145 14 工事請負費 13,145 工事請負費 13,145
計	887,522	13,145	900,667		5,800	7,010	335			

(款) 11 災害復旧費 (項) 2 公共土木施設災害復旧費

1 公共土木施設災害復旧費	245,047	231,654	476,701	115,827	122,700		△6,873	12 委託料	231,654	○都市計画施設災害復旧事業 231,654 12 委託料 231,654 宅地液状化防止事業委託料 231,654
計	245,047	231,654	476,701	115,827	122,700		△6,873			

令和 8 年度 かほく市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第40号

令和8年度 かほく市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度のかほく市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和8年度かほく市水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入				
	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款	資 本 的 収 入	4 4 5, 0 0 0 千円	1 0, 3 0 0 千円	4 5 5, 3 0 0 千円
第 2 項	工 事 負 担 金	1 2 4, 0 0 0 千円	1 0, 3 0 0 千円	1 3 4, 3 0 0 千円
支 出				
	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款	資 本 的 支 出	9 4 0, 1 1 1 千円	1 0, 3 0 0 千円	9 5 0, 4 1 1 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	5 5 8, 7 9 7 千円	1 0, 3 0 0 千円	5 6 9, 0 9 7 千円

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

令和8年度 かほく市水道事業会計補正予算（第1号） 実施明細書

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	合計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的収入		445,000	10,300	455,300			
	2. 工事負担金	124,000	10,300	134,300			
	1. 工事負担金	124,000	10,300	134,300	1. 工事負担金	10,300	災害復旧移設補償費（下水道） 10,300

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	合 計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本の支出		940,111	10,300	950,411			
	1. 建設改良費	558,797	10,300	569,097			
					8. 工事請負費	10,300	災害復旧移設工事 10,300
	1. 配水設備改良費	499,916	10,300	510,216			

令和8年度 かほく市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第41号

令和8年度 かほく市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度のかほく市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和8年度かほく市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額484,188千円は当年度分消費税資本的収支調整額21,783千円、過年度損益勘定留保資金39,410千円、当年度損益勘定留保資金352,995千円及び減債積立金70,000千円で補てんするものとする。）。

収 入				
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的収入	1,688,906千円	36,800千円	1,725,706千円
第1項	企業債	547,300千円	11,600千円	558,900千円
第2項	国県等補助金	902,900千円	25,200千円	928,100千円
支 出				
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的支出	2,173,094千円	36,800千円	2,209,894千円
第1項	建設改良費	1,191,198千円	36,800千円	1,227,998千円

（債務負担行為）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為に次の事項を追加する。

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
南部浄化センター機械電気設備改築工事	令和9年度	10,910千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	364,700千円	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後にお	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。	373,700千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

災害復旧事業	182,600 千円		いては、当該見直し後の利率)	ただし、企業財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	185,200 千円			
--------	------------	--	----------------	--	------------	--	--	--

令和 8 年 6 月 8 日提出

かほく市長 油野 和一郎

令和8年度 かほく市下水道事業会計補正予算（第1号） 実施明細書

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	合 計	節		説 明	
					区 分	金 額		
1. 資本的収入		1,688,906	36,800	1,725,706				
1. 企業債		547,300	11,600	558,900				
1. 建設改良債		547,300	11,600	558,900	1. 公共下水道事業債	9,800	公共下水道事業債 災害復旧事業債	9,000 800
					2. 農業集落排水事業債	1,800	災害復旧事業債	1,800
2. 国県等補助金		902,900	25,200	928,100				
1. 国県等補助金		902,900	25,200	928,100	1. 国庫補助金	25,200	防災・安全交付金 災害本復旧分	11,000 14,200

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	合 計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的支出		2,173,094	36,800	2,209,894			
	1. 建設改良費	1,191,198	36,800	1,227,998			
	1. 管路施設費	1,040,700	16,800	1,057,500	18. 工事請負費	6,500	災害復旧工事 6,500
					24. 負担金、補助金 及び交付金	10,300	災害復旧移設補償負担金（水道） 10,300
	3. 処理場施設費	128,409	20,000	148,409	18. 工事請負費	20,000	機械電気設備改築工事 20,000

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) の 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫 補 助 金	企 業 債	損益勘定留保資金
南部浄化センター機械電気設備改築工事	10,910千円		0千円	令和9年度	10,910千円	6,000千円	4,900千円	10千円

令和 8 年第 2 回かほく市議会定例会議案
(その 2)

令和8年第2回かほく市議会定例会提出議案一覧表（その2）

議案第42号	専決処分の承認を求めることについて （かほく市税条例等の一部を改正する条例について）	1
議案第43号	専決処分の承認を求めることについて （かほく市本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を 改正する条例について）	10
議案第44号	専決処分の承認を求めることについて （かほく市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）	13
議案第45号	かほく市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第46号	かほく市学童保育クラブ条例の一部を改正する条例について	21
議案第47号	かほく市営駐車場条例の一部を改正する条例について	23
議案第48号	財産の取得について	26
議案第49号	財産の取得について	27
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	28
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	29
報告第1号	令和7年度かほく市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	30
報告第2号	令和7年度かほく市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	32
報告第3号	令和7年度かほく市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	34
報告第4号	令和7年度かほく市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	36
報告第5号	法人の経営状況について（一般財団法人かほく市公共施設管理公社）	38

議案第 4 2 号

専決処分の承認を求めることについて

かほく市税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

かほく市長 油野 和一郎

専決第4号

専 決 処 分 書

かほく市税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決

かほく市長 油野 和一郎

かほく市税条例等の一部を改正する条例

(かほく市税条例の一部改正)

第1条 かほく市税条例（平成16年かほく市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合は、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条中第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第3

6項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付与した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第10条の3の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の4 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年

の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
 - (2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
 - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
 - (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資

産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第14条の2の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第17条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第19条の2から第19条の6までを削る。

附則第20条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する

年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削る。

附則第 20 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

附則第 20 条の 3 第 3 項第 2 号、第 20 条の 4 第 3 項第 2 号及び第 21 条第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 21 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める。

附則第 22 条第 5 項第 2 号、第 23 条第 2 項第 2 号、第 24 条第 2 項第 2 号、第 24 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに第 24 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

(かほく市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 かほく市税条例の一部を改正する条例（平成 26 年かほく市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のかほく市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の1第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第43号

専決処分の承認を求めることについて

かほく市本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

専決第5号

専 決 処 分 書

かほく市本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決

かほく市長 油野 和一郎

かほく市本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例
の一部を改正する条例

かほく市本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例（平成28年かほく市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「及び償却資産」の次に「(所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。)」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 4 4 号

専決処分の承認を求めることについて

かほく市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

かほく市長 油野 和一郎

専決第6号

専 決 処 分 書

かほく市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決

かほく市長 油野 和一郎

かほく市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かほく市国民健康保険税条例（平成16年かほく市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の下に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（石川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の3」の下に「、第9条の6」を加える。

第9条の2の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,140円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保

険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について60円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円
- (2) 特定世帯 350円
- (3) 特定継続世帯 525円

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「)並びに」を、「)、」に改め、「、17万円)」の下に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 798円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 42円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 490円
- (イ) 特定世帯 245円
- (ウ) 特定継続世帯 368円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 570円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 30円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 350円
- (イ) 特定世帯 175円
- (ウ) 特定継続世帯 263円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

- キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 228円
- ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 12円
- ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 140円
 - (イ) 特定世帯 70円
 - (ウ) 特定継続世帯 105円

第23条第2項に次の1号を加える。

- (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 171円
 - イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 285円
 - ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 456円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 570円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の下に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保

険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第6項、第7項及び第9項から第16項までの規定中「、第8条」の下に「、第9条の3」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のかほく市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第45号

かほく市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

かほく市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

かほく市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

かほく市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年かほく市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表緊急消防援助隊出動特殊勤務手当の項中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

かほく市学童保育クラブ条例の一部を改正する条例について

かほく市学童保育クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

かほく市学童保育クラブ条例の一部を改正する条例

かほく市学童保育クラブ条例（平成16年かほく市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「	かほく市宇ノ気第2学童保育クラブ	かほく市宇野気ヌ125番地11	」を
---	------------------	-----------------	----

「	かほく市宇ノ気第2学童保育クラブ	かほく市宇野気ヌ125番地11	」に
	かほく市宇ノ気第3学童保育クラブ	かほく市宇野気リ137番地1	
	かほく市宇ノ気第4学童保育クラブ	かほく市宇野気リ137番地1	
	かほく市宇ノ気第5学童保育クラブ	かほく市宇野気リ137番地1	
	かほく市宇ノ気第6学童保育クラブ	かほく市宇野気リ137番地1	

改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第47号

かほく市営駐車場条例の一部を改正する条例について

かほく市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

かほく市営駐車場条例の一部を改正する条例

かほく市営駐車場条例（平成16年かほく市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第10条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 使用者が発火性又は引火性その他危険物品を積載しているとき。

第17条を第21条とし、第16条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第17条 市長は、第1条の目的を達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第18条 前条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

（1） 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

（2） 駐車場の使用の許可に関する業務

（3） 駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

（4） 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第6条から第10条まで及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第19条 第17条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合、使用者は、第13条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、これを変更しようとする場合も同様とする。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第20条 指定管理者は、第14条に規定する使用料の減額又は免除に準じ、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後のかほく市営駐車場条例の規定による指定管理者の指定に関する手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第48号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びかほく市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年かほく市条例第48号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する財産及び数量

救助工作車 1台

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

141,900,000円

4 契約の相手方

石川県金沢市増泉2丁目19番10号

株式会社 本田商会

代表取締役 柴 達也

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

議案第49号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びかほく市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年かほく市条例第48号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する財産及び数量

かほく市立小中学校1人1台端末 3,332台

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

182,710,220円

4 契約の相手方

石川県金沢市玉川町1-5

三谷産業株式会社 情報システム事業部

執行役員事業部長 木村 太一

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するにつき、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

住所 石川県かほく市白尾リ 83 番地 1 号

氏名 油野 幸男

昭和 31 年 11 月 9 日生

令和 8 年 6 月 8 日提出

かほく市長 油野 和一郎

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するにつき、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

住所 石川県かほく市上山田ハの7番地

氏名 廣瀬 和代

昭和40年2月13日生

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

報告第1号

令和7年度かほく市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、次のとおり繰越したので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

令和7年度 かほく市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	市債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	1,078,000	1,078,000	0	1,078,000	0	0	0
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳ネットワークシステム管理事業	11,273,000	11,273,000	0	5,644,000	0	0	5,629,000
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム管理事業	1,848,000	1,848,000	0	1,848,000	0	0	0
3	民生費	1 社会福祉費	低所得世帯物価高騰対策支援給付金事業	7,428,000	7,428,000	0	7,428,000	0	0	0
3	民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設管理費	9,800,000	9,800,000	0	0	9,000,000	0	800,000
3	民生費	1 社会福祉費	高齢者物価高騰対策支援事業	5,826,000	5,826,000	0	5,826,000	0	0	0
3	民生費	2 児童福祉費	子育て世帯物価高騰対策給付金事業	4,180,000	4,180,000	0	4,180,000	0	0	0
3	民生費	2 児童福祉費	学童保育クラブ一般管理費	114,821,000	114,821,000	0	35,180,000	63,700,000	0	15,941,000
6	農林水産業費	1 農業費	県営土地改良負担金	6,536,000	6,536,000	0	0	5,800,000	0	736,000
6	農林水産業費	1 農業費	担い手育成基盤整備事業	46,720,000	46,720,000	0	0	29,000,000	15,573,000	2,147,000
6	農林水産業費	1 農業費	土地改良施設維持管理事業	19,391,000	19,391,000	0	10,000,000	8,600,000	0	791,000
6	農林水産業費	1 農業費	河北潟干拓地維持管理事業	106,000	106,000	0	0	0	0	106,000
7	商工費	1 商工費	プレミアム付商品券事業	248,000,000	248,000,000	0	248,000,000	0	0	0
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持管理事業	310,300,000	310,300,000	0	165,395,000	144,900,000	0	5,000
9	消防費	1 消防費	消防施設管理事業	2,970,000	2,970,000	0	0	2,900,000	0	70,000
9	消防費	1 消防費	危機対策事業	2,937,000	2,937,000	0	1,400,000	1,300,000	0	237,000
9	消防費	1 消防費	能登半島地震災害対策事業	277,054,000	277,054,000	126,338,000	150,139,000	0	0	577,000
9	消防費	1 消防費	能登半島地震被災地区地籍調査事業	9,152,000	9,152,000	0	6,864,000	0	0	2,288,000
10	教育費	2 小学校費	スクールバス運行事業	9,800,000	9,800,000	0	0	7,500,000	0	2,300,000
10	教育費	6 学校給食費	第1学校給食センター管理運営事業	7,678,000	7,678,000	0	0	5,900,000	0	1,778,000
11	災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	81,994,000	81,994,000	0	81,502,000	400,000	0	92,000
11	災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	40,876,000	40,876,000	0	39,608,000	1,100,000	0	168,000
11	災害復旧費	3 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	92,926,000	92,926,000	0	80,801,000	12,100,000	0	25,000
11	災害復旧費	3 公共土木施設災害復旧費	河川災害復旧事業	10,000,000	10,000,000	0	9,110,000	800,000	0	90,000
11	災害復旧費	3 公共土木施設災害復旧費	都市計画施設災害復旧事業	78,404,000	78,404,000	0	39,202,000	39,200,000	0	2,000
合 計				1,401,098,000	1,401,098,000	126,338,000	893,205,000	332,200,000	15,573,000	33,782,000

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

報告第2号

令和7年度かほく市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により、次のとおり繰越したので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

令和7年度 かほく市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				
				支出済額	支出未済額				未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	市債	その他		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
6	農林水産業費	1 農業費	担い手育成基盤整備事業	55,545,438	55,545,438	0	41,564,000	41,564,000	0	0	24,900,000	13,854,000	2,810,000
11	災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	18,115,000	2,915,000	15,200,000	16,801,000	16,801,000	0	16,280,000	400,000	0	121,000
11	災害復旧費	3 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	178,007,500	52,100,000	125,907,500	125,908,000	125,908,000	0	114,702,000	11,200,000	0	6,000
11	災害復旧費	3 公共土木施設災害復旧費	河川災害復旧事業	16,520,200	0	16,520,200	16,521,000	16,521,000	0	15,050,000	1,400,000	0	71,000
合 計				268,188,138	110,560,438	157,627,700	200,794,000	200,794,000	0	146,032,000	37,900,000	13,854,000	3,008,000

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

報告第3号

令和7年度かほく市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、次のとおり繰越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

令和7年度 かほく市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫補助金	企業債	負担金等	損益勘定 留保資金			
			円	円	円	円	円		円	円	円	
		6災4583号 公共下水道施設管路復旧に伴う 水道支障移設工事	36,924,800		36,924,800	0	9,650,000	14,840,000	12,434,800	0	0	関連する下水道工 事が遅延したため
		6災4584号公共下水道施設管路復旧に伴う 水道支障移設工事	51,150,000		51,150,000	0	25,730,000	21,779,000	3,641,000	0	0	関連する下水道工 事が遅延したため
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	6災6901号農業集落排水施設管路復旧に伴う 水道支障移設工事 (1工区)	17,600,000		10,600,000	0	2,520,000	8,012,000	68,000	0	0	関連する農業集落 排水工事が遅延し たため
		国道159号拡幅に伴う配水管布設替工事	36,300,000		36,300,000	0	36,300,000	0	0	0	0	関連する国道の拡 幅工事が遅延した ため
		横山地区内配水管布設工事	33,770,000		33,770,000	0	30,800,000	2,970,000	0	0	0	関連する道路拡幅 に伴う用地取得上 時間を要したため
合 計			175,744,800	0	168,744,800	0	105,000,000	47,601,000	16,143,800	0	0	

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

報告第4号

令和7年度かほく市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、次のとおり繰越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

令和7年度 かほく市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国県等 補助金	企業債	損益勘定 留保資金等			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的 支出	1 建 設 改良費	公共下水道事業 (南部浄化センター機械 電気設備改築工事)	45,273,800	0	45,273,800	20,020,000	25,200,000	53,800	0	0	機器の製作に時間を要し たため。
		公共下水道事業 (管路施設 災害復旧工事)	157,190,000		94,390,000	85,989,000	8,400,000	1,000	0	0	仮設工法及び交通規制の 再検討に時間を要したた め。
		農業集落排水事業 (管路施設 災害復旧工事)	30,531,600		18,831,600	15,065,000	3,700,000	66,600	0	0	仮設工法の再検討に時間 を要したため。
		公共下水道事業 (管路施設災害復旧 水道移設補償負担金)	36,619,000		36,619,000	33,359,000	3,200,000	60,000	0	0	仮設工法及び交通規制の 再検討に時間を要したた め。
		農業集落事業 (管路施設災害復旧 水道移設補償負担金)	8,012,000		8,012,000	6,409,000	1,600,000	3,000	0	0	仮設工法の再検討に時間 を要したため。
		公共下水道事業 (枝線管渠工事)	30,000,000		30,000,000	14,000,000	16,000,000	0	0	0	能登半島地震による道路 事業の測量に遅れが生じ たため。
		公共下水道事業 (統廃合圧送管 接続工事)	6,120,000		6,120,000	3,060,000	3,000,000	60,000	0	0	能登半島地震による道路 事業の測量に遅れが生じ たため。
合 計			313,746,400	0	239,246,400	177,902,000	61,100,000	244,400	0	0	

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

報告第5号

法人の経営状況について

一般財団法人かほく市公共施設管理公社の経営状況を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

かほく市長 油野 和一郎

令和7年度 一般財団法人かほく市公共施設管理公社事業報告

かほく市から委託を受けた公の施設等を安全かつ快適な施設として保全管理を徹底し、効率的な利用拡大を図り、施設利用者へのサービスの向上と住民福祉の増進に寄与するとともに、経済的かつ効率的な管理運営を実施した。指定管理者事業として、かほく市内の8箇所の体育施設とかほく市大海交流センターの管理運営を行った。

また、公共施設を利用して開催するテレビ金沢杯ペアグラウンド・ゴルフ大会や星輝旗争奪選抜学童野球大会の自主事業を実施し、施設の利用拡大を図った。

自主事業報告

事業名	実施日	会 場	参加人数
第27回 テレビ金沢杯ペア グラウンド・ゴルフ大会	令和7年 6月21日	高松グラウンド・ゴルフ場	588人
第27回 星輝旗争奪 選抜学童野球大会	令和8年 3月28日 29日	少年野球場 高松野球場 七塚中央公園多目的運動広場 宇ノ気中学校グラウンド 金津ソフトボール場	500人 (25チーム)

理事会等の開催状況

理事会等	開催日	場 所	議 案 等
令和7年度 第1回理事会	令和7年 5月23日	かほく市役所 西フロア3階 301会議室	<p>議案第1号 令和6年度(一財)かほく市公共施設管理公社事業報告の承認について</p> <p>議案第2号 令和6年度(一財)かほく市公共施設管理公社収入支出決算の承認について</p> <p>議案第3号 次期理事及び監事候補者の推薦(案)について</p> <p>議案第4号 次期評議員候補者の推薦(案)について</p> <p>議案第5号 令和7年度第1回(一財)かほく市公共施設管理公社評議員会の開催について</p> <p>報告第1号 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について</p>
令和7年度 第1回評議員会	令和7年 6月4日	かほく市役所 西フロア3階 302会議室	<p>議案第1号 令和6年度(一財)かほく市公共施設管理公社事業報告の承認について</p> <p>議案第2号 令和6年度(一財)かほく市公共施設管理公社収入支出決算の承認について</p> <p>議案第3号 次期理事及び監事候補者の承認について</p> <p>議案第4号 次期評議員候補者の承認について</p>
令和7年度 第2回理事会	令和7年 6月13日	みなし決議	<p>議案第6号 (一財)かほく市公共施設管理公社代表理事及び業務執行理事の選定について</p>
令和7年度 第3回理事会	令和8年 3月19日	かほく市役所 西フロア3階 301会議室	<p>議案第7号 令和8年度(一財)かほく市公共施設管理公社事業計画について</p> <p>議案第8号 令和8年度(一財)かほく市公共施設管理公社収入支出予算について</p> <p>報告第2号 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について</p>

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

一般財団法人かほく市公共施設管理公社

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	2,118	171	1,947	
事業収益	76,013,812	85,789,664	△ 9,775,852	
受取補助金等	24,913,187	24,103,863	809,324	
雑収益	12,516	600,228	△ 587,712	
経常収益計	100,941,633	110,493,926	△ 9,552,293	
(2) 経常費用				
事業費	76,258,845	85,039,009	△ 8,780,164	
管理費	24,506,524	24,047,467	459,057	
経常費用計	100,765,369	109,086,476	△ 8,321,107	
当期経常増減額	176,264	1,407,450	△ 1,231,186	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	176,264	1,407,450	△ 1,231,186	
一般正味財産期首残高	12,123,521	10,716,071	1,407,450	
一般正味財産期末残高	12,299,785	12,123,521	176,264	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	0	0	0	
基本財産取崩金	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000	0	
指定正味財産期末残高	10,000,000	10,000,000	0	
III 正味財産期末残高	22,299,785	22,123,521	176,264	

貸借対照表

令和8年3月31日現在

一般財団法人かほく市公共施設管理公社

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	25,106,861	17,787,191	7,319,670
未収金	7,006,838	2,956,776	4,050,062
立替金	0	0	0
流動資産合計	32,113,699	20,743,967	11,369,732
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
定期預金(指定)	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
固定資産合計	10,000,000	10,000,000	0
資産合計	42,113,699	30,743,967	11,369,732
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	17,659,516	6,373,003	11,286,513
前受金	1,845,000	1,858,500	△ 13,500
預り金	309,398	388,943	△ 79,545
流動負債合計	19,813,914	8,620,446	11,193,468
負債合計	19,813,914	8,620,446	11,193,468
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	10,000,000	10,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	0
2. 一般正味財産	12,299,785	12,123,521	176,264
正味財産合計	22,299,785	22,123,521	176,264
負債及び正味財産合計	42,113,699	30,743,967	11,369,732

令和8年度 一般財団法人かほく市公共施設管理公社 事業計画

かほく市から委託を受けた公の施設等を安全かつ快適な施設として保全管理を徹底し、効率的な利用拡大を図り、施設利用者へのサービスの向上と住民福祉の増進に寄与するとともに、経済的かつ効率的な管理運営を実施する。指定管理者事業として、かほく市内の8箇所の体育施設とかほく市大海交流センターの管理運営を行っていく。

また、公共施設を利用して開催するテレビ金沢杯ペアグラウンド・ゴルフ大会や星輝旗争奪選抜学童野球大会の自主事業を実施し、施設の利用拡大を図っていく。

自主事業計画

事業名	実施予定日	会場	備考
第28回 テレビ金沢杯ペア グラウンド・ゴルフ大会	令和8年 6月20日	高松グラウンド・ゴルフ場	
第28回 星輝旗争奪 選抜学童野球大会	令和9年 3月27日 28日	少年野球場 高松野球場 七塚中央公園多目的運動広場 金津ソフトボール場 宇ノ気中学校グラウンド	

収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

一般財団法人かほく市公共施設管理公社

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	1,000	1,000	0	
事業収益	98,303,000	87,878,000	10,425,000	
受取補助金等	27,332,000	26,004,000	1,328,000	
雑収益	1,000	1,000	0	
経常収益計	125,637,000	113,884,000	11,753,000	
(2) 経常費用				
事業費	98,877,000	88,500,000	10,377,000	
管理費	26,760,000	25,384,000	1,376,000	
経常費用計	125,637,000	113,884,000	11,753,000	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	12,299,785	12,123,521	176,264	
一般正味財産期末残高	12,299,785	12,123,521	176,264	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000	0	
指定正味財産期末残高	10,000,000	10,000,000	0	
III 正味財産期末残高	22,299,785	22,123,521	176,264	